

ID: 1929

担当部署: まちづくり政策課

<b>処分の概要</b>	認可地縁団体の合併の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	地方自治法 第260条の39第3項		
<b>法令番号</b>	昭和22年法律第67号		
<b>【基準】</b>	<p>法第260条の38及び第260条の39の規定による。</p> <p>第260条の38 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。</p> <p>第260条の39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。</p> <p>2 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日